

高市政権 憲法改正に緊急事態条項を入れ 今国会中に制定を目指す



何の準備が
始まっているのか？

緊急事態条項

法律化を
阻止しなければ



はじめに

本資料は、出来る限り多くの方に「**緊急事態条項が法律化された場合の危険性**」を知っていただく為の「きっかけ」となる事を願い作成しております。

その為に本資料では、条文の難しい文章を出来るかぎり分かりやすく理解してもらう為に言葉を簡略化し端的に書いています。

その為に、本資料の指摘が極端に聞こえるかもしれません、そのような危険性をはらんだ法改正だという事をご理解していただければ幸いです。

思想・言論の自由
即BAN 摘発

本資料は、未来永劫、子供たちが自由にのびのびと生きていく日本の未来を切に願う一市民として個人的に作成したものです。
この素晴らしい日本がいつまでも日本人の手で守られますように。
詳しく調べたい方はぜひ「**日本弁護士連合会**」の「**日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する意見書**」をネット検索でご覧下さい。

※本資料の作成と上記「日弁連」との関りは一切ありません。

緊急事態条項の全文（自由民主党憲法改正草案第9章「緊急事態」）

【第98条】

1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。

また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。

4 第2項及び前項後段の国会の承認については、第60条第2項の規定を準用する。

この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

【第99条】

1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる國その他公の機関の指示に従わなければならない。

この場合においても、第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないもののとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

国民の50%以上が
反対票を投じなければ
緊急事態宣言が発令された途端
私たち国民には
選択の自由がなくなります
政府に反する者は摘発対象になります

落とし穴①

【第98条】

1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるとときは、**法律の定めるところにより**、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

すべての条項で出て来ます！
これが落とし穴。
具体的に書かず、その時に定める政令などで何だって出来る魔法の言葉です！

政府の解釈次第で
いつだって緊急事態を発令します。

落とし穴②

【第98条】

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

事後承認でいいなら、宣言を出す根拠を示さなくともいつでも緊急宣言出せる。

「国家緊急権の発令」の扱いが軽すぎる。
緊急事態宣言が出された日から緊急事態条項が「法律」になる。

落とし穴③

【第98条】

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。

国家緊急権100日は長すぎる。

過去の歴史では、この緊急権を乱用した事件が起きている。ヒトラー。

落とし穴④

【第98条】

4 第2項及び前項後段の国会の承認については、
第60条第2項の規定を準用する。

この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

**重要な国会承認
の審査
「5日以内」は短
すぎる。**

【第60条第2項】

予算案について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする

落とし穴⑤

【第99条】

1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

総理が必要と見なせば、予算の裏付けがなくてもいくらでも予算を支出できる。

自治体は政府の言いなりにしか動けなくなる。

刑事訴訟法と同じ効力の政令を制定すれば**令状なし**で、**手続きを省略**して、次の事が出来るようになります。

▼身体拘束▼家宅捜索▼通信傍受▼土地収用▼家屋・工作物の除去▼行政処分

落とし穴⑥

【第99条】

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならぬ。

法律と同等の決定事項、処分を事後の報告で良い。

事後の承認が得られなかつた場合の規定が何も決められていない。

つまり、誤った執行や不正による執行があった場合、誰も責任を取らない。

落とし穴⑦

【第99条】

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他の公の機関の指示に従わなければならぬ。

この場合においても、第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

他の機関が言う事に日本人は強制的に従わなければならぬ！

そもそも日本では、権力に強制される事がないように国民を守る法律がある。

【国民保護法第4条2項】

「国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。」

あくまで**努力義務**であり、強制であってはないと法律に明記されている。

落とし穴⑦

【第99条】

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他の公の機関の指示に従わなければならぬ。

この場合においても、第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

«自民党サイト改正草案Q&A»
「緊急事態であっても、基本的人権は制限すべきではない。」との意見もありますが、国民の生命、身体及び財産という「**大きな人権**」を守るために、そのため必要な範囲でより「**小さな人権**」がやむなく制限されることもあり得るものと考えます。と書いている。

第2項には「前項の規定に関わらず、公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは認められない」とある。

落とし穴⑧

【第99条】

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

法律の定めるところにより、つまりその時の解釈によって、緊急事態を宣言している限り、ずっと権力を握り続ける。歴史を振り返れば、こういう権力の一極集中の時に深刻な人権問題を引き起こして来た。